

「認可外保育施設」の名称を変更します

1 理由

保育ニーズが多様化する中、いわゆる「認可外保育施設」には、約3,500人(県管轄分)の子どもたちが通っており、一定の役割を担っています。

この「認可外保育施設」について、児童福祉法では、知事等への「届け出義務がある認可を受けていない施設」と規定されており、国は、指導監督に係る通知の中で「認可外保育施設」という名称を使用していますが、法律上使用されている名称ではありません。

この「認可外」という言葉には、法律で認められていないようなイメージや冷たい響きがあるため、本県では、届け出という法律上の文言を使用し、「届出保育施設」に変更します。

また、国が定めた認可外保育施設指導監督基準を満たすように誘導を図るため、同基準を満たす施設については「基準適合届出保育施設」という名称を設けます。

※「認可外保育施設」とは、保育を行うことを目的とする施設であって知事等（指定都市市長、中核市市長を含む。以下同じ。）が認可している保育所以外の施設を総称したもので、知事等は、適正な保育内容及び保育環境が確保されるよう国の「認可外保育施設指導監督基準」（以下「基準」という。）により指導監督を行っています。また、児童福祉法では、事業所の職員の児童のみを対象とした事業所内保育施設等を除き、開設した際に必要事項を都道府県に届け出ることが義務付けられています。

2 内容

○ 県管轄分について次のとおり見直す

現行	変更後
認可外保育施設	(なし)
事業所内保育施設以外の保育施設	届出保育施設 (上記のうち基準を満たす施設) 「基準適合届出保育施設」
事業所内保育施設	事業所内保育施設

○ 実施時期 平成21年4月1日

【 参 考 】

(か所、人)

区 分	県管轄	北九州市	福岡市	久留米市	合 計
事業所内保育施設以外の保育施設	131	40	123	15	309
うち基準を満たす施設	52	28	52	5	137
事業所内保育施設	51	8	32	18	109
施設数計	182 (127)	48 (36)	155 (111)	33 (15)	418 (289)
事業所内保育施設以外の保育施設入所児童数	2,932	1,041	1,903	409	6,285
事業所内保育施設入所児童数	650	116	390	285	1,441
入所児童数計	3,582	1,157	2,293	694	7,726

* 平成20年3月末現在（但し、基準を満たす施設数は20年11月1日現在）

* () 内は児童福祉法の規定により知事等への届出が義務付けられている施設の数再掲